

議案第46号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類 土地
- 2 所 在 守谷市野木崎字中道下5312番外46筆
- 3 面 積 95,846平方メートル
- 4 取得金額 901,910,860円
- 5 取得単価 1平方メートル当たり9,410円
- 6 取得の目的 5・5・101号守谷総合1号公園用地
- 7 取得地一覧 別紙のとおり

令和6年6月6日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
46号	1

別紙

番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	取得価格 (円)	相手
1	守谷市野木崎字中道下 5312 番	畑	844	7,942,040	個人
2	守谷市野木崎字中道下 5336 番	田	4,288	40,350,080	
3	守谷市野木崎字中道下 5328 番	田	707	6,652,870	個人
4	守谷市野木崎字中道下 5330 番	田	3,242	30,507,220	個人
5	守谷市野木崎字中道下 5369 番	田	1,630	15,338,300	
6	守谷市野木崎字中道下 5331 番	田	2,716	25,557,560	個人
7	守谷市野木崎字中道下 5364 番	田	3,273	30,798,930	個人
8	守谷市野木崎字中道下 5333 番	田	2,171	20,429,110	個人
9	守谷市野木崎字中道上 5289 番	畑	1,576	14,830,160	個人
10	守谷市野木崎字中道下 5365 番	田	5,414	50,945,740	個人
11	守谷市野木崎字中道下 5344 番	畑	3,023	28,446,430	個人
12	守谷市野木崎字中道下 5335 番 1	田	2,330	21,925,300	
13	守谷市野木崎字中道下 5360 番	畑	2,413	22,706,330	個人
14	守谷市野木崎字中道上 5256 番 1	畑	914	8,600,740	個人
15	守谷市野木崎字中道上 5256 番 2	畑	833	7,838,530	
16	守谷市野木崎字中道下 5342 番	畑	4,307	40,528,870	個人
17	守谷市野木崎字中道下 5371 番	田	6,190	58,247,900	
18	守谷市野木崎字中道下 5346 番	畑	1,855	17,455,550	個人
19	守谷市野木崎字中道下 5368 番	田	2,897	27,260,770	
20	守谷市野木崎字中道下 5362 番	畑	1,109	10,435,690	個人
21	守谷市野木崎字中道下 5313 番	畑	2,964	27,891,240	個人

46号	議案
2	頁数

番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	取得価格 (円)	相手
22	守谷市野木崎字中道下 5348 番 2	畑	2,265	21,313,650	個人
23	守谷市野木崎字中道下 5363 番	畑	3,708	34,892,280	個人
24	守谷市野木崎字中道下 5349 番 2	畑	715	6,728,150	個人
25	守谷市野木崎字中道下 5334 番	田	3,040	28,606,400	個人
26	守谷市野木崎字中道下 5354 番	畑	2,678	25,199,980	
27	守谷市野木崎字中道下 5370 番	田	6,162	57,984,420	個人
28	守谷市野木崎字中道下 5350 番	畑	439	4,130,990	個人
29	守谷市野木崎字中道下 5349 番 1	畑	2,565	24,136,650	個人
30	守谷市野木崎字中道下 5326 番	雑種地	164	1,543,240	守谷市大野土地改良区
31	守谷市野木崎字中道下 5327 番	田	697	6,558,770	個人
32	守谷市野木崎字中道下 5351 番	畑	530	4,987,300	個人
33	守谷市野木崎字中道下 5309 番 4	畑	1,414	13,305,740	個人
34	守谷市野木崎字中道下 5309 番 5	畑	334	3,142,940	
35	守谷市野木崎字中道下 5309 番 6	畑	641	6,031,810	
36	守谷市野木崎字中道下 5309 番 7	畑	487	4,582,670	
37	守谷市野木崎字中道下 5309 番 8	畑	356	3,349,960	
38	守谷市野木崎字中道下 5309 番 9	畑	317	2,982,970	
39	守谷市野木崎字中道下 5345 番	畑	3,180	29,923,800	
40	守谷市野木崎字中道下 5309 番 1	畑	520	4,893,200	
41	守谷市野木崎字中道下 5309 番 2	畑	183	1,722,030	
42	守谷市野木崎字中道下 5309 番 3	畑	1,030	9,692,300	
43	守谷市野木崎字中道下 5352 番	畑	758	7,132,780	

議案	46号
頁数	3

番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	取得価格 (円)	相手
44	守谷市野木崎字中道下 5329 番	田	2,496	23,487,360	個人
45	守谷市野木崎字中道下 5337 番	畑	1,107	10,416,870	
46	守谷市野木崎字中道下 5347 番	畑	4,229	39,794,890	個人
47	守谷市野木崎字中道上 5295 番	田	1,135	10,680,350	個人
計			95,846	901,910,860	

議案	頁数
46号	4

提案理由（議案第46号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、（仮称）守谷市総合公園用地として財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
46号	5

土地売買仮契約書

¥48,292,120-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地(以下「土地」という。)を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件(移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。)が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥48,292,120-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅(当該権利の登記の抹消を含む)に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人(借間人を含む。以下同じ。)が居住する建物が存する場合には当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名(個人の場合は署名とする。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じて、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年4月15日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募 地積 (㎡)	買収実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道 下	5312	畑	畑	844	844	9,410		7,942,040	
野木崎中道 下	5336	田	田	4,288	4,288	9,410		40,350,080	
合計								48,292,120	

参考資料

議案
46号
長教
6

土地売買仮契約書

〒6,652,870-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者 [] 「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 〒6,652,870-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合には当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、質権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に質権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。（契約に関する紛争の解決）

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年8月15日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募 地積 (㎡)	買収実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道 下	5328	田	田	707	707	9,410		6,652,870	
合計								6,652,870	

議案 46号	頁数 7
-----------	---------

土地売買仮契約書

¥45,845,520-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[REDACTED]「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥45,845,520-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、質権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に質権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。
(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年4月16日

甲 住所 [REDACTED]

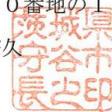
氏名 [REDACTED]

印

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

印



別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募 地積 (㎡)	買収実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5330	田	田	3,242	3,242	9,410		30,507,220	
野木崎中道下	5369	田	田	1,630	1,630	9,410		15,338,300	
合計								45,845,520	

議案
46号
頁数
8

土地売買仮契約書

¥25,557,560-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[REDACTED]を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地(以下「土地」という。)を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件(移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。)が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥25,557,560-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅(当該権利の登記の抹消を含む)に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人(借間人を含む。以下同じ。)が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名(個人の場合は署名とする。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年4月16日

甲 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久



別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募地積 (㎡)	買収実測地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5331	田	田	2,716	2,716	9,410		25,557,560	
合計								25,557,560	

46号	議案
9	頁数

土地売買仮契約書

¥30,798,930-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者 [] 「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥30,798,930-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1 土地を第三者に譲渡すること。
- 2 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 3 土地に物件を設置すること。
- 4 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。（契約に関する紛争の解決）

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年8月16日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募 地積 (㎡)	買収実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道 下	5364	田	田	3,273	3,273	9,410		30,798,930	
合計								30,798,930	

議案
46号
10
頁数

土地売買仮契約書

¥20,429,110-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。



記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥20,429,110-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合には当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、質権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に質権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。（契約の解除）

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と

乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年4月18日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

所在地	地番	地目		公募地積 (㎡)	買収実測地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5333	田	田	2,171	2,171	9,410		20,429,110	
合計								20,429,110	

46号 11

議案 頁数

土地売買仮契約書

¥14,830,160-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地(以下「土地」という。)を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件(移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。)が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥14,830,160-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅(当該権利の登記の抹消を含む)に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人(借間人を含む。以下同じ。)が居住する建物が存する場合には当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 土地を第三者に譲渡すること。
- 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 土地に物件を設置すること。
- 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名(個人の場合は署名とする。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年4月19日

甲 住所 []
氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1
氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募 地積 (㎡)	買収実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道上	5289	畑	畑	1,576	1,576	9,410		14,830,160	
合計								14,830,160	

議案
46号
12
頁数

土地売買仮契約書

¥50,945,740-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥50,945,740-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合には当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 土地を第三者に譲渡すること。
- 土地に地上権、質権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 土地に物件を設置すること。
- 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に質権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。（契約に関する紛争の解決）

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年8月19日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募 地積 (㎡)	買収実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道 下	5365	田	田	5,414	5,414	9,410		50,945,740	
合計								50,945,740	

46号
議案
13
頁数

土地売買仮契約書

¥50,371,730-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥50,371,730-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合には当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 土地を第三者に譲渡すること。
- 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 土地に物件を設置すること。
- 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年4月22日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募地積 (㎡)	買収実測地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5344	畑	畑	3,023	3,023	9,410		28,446,430	
野木崎中道下	5335-1	田	田	2,330	2,330	9,410		21,925,300	
合計								50,371,730	

議案
46号
14
頁数

土地売買仮契約書

¥22,706,330-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者 [REDACTED] を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。



記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥22,706,330-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合には当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と

乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

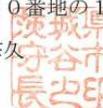
令和6年4月24日

甲 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久



別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募 地積 (㎡)	買収実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5360	畑	畑	2,413	2,413	9,410		22,706,330	
合計								22,706,330	

議案 46号	頁数 15
-----------	----------

土地売買仮契約書

¥16,439,270-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥16,439,270-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取特権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1 土地を第三者に譲渡すること。
- 2 土地に地上権、質権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 3 土地に物件を設置すること。
- 4 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に質権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。
(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和 6 年 4 月 25 日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

所在地	地番	地目		公募 地積 (㎡)	買取実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買取金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道上	5256-1	畑	畑	914	914	9,410		8,600,740	
野木崎中道上	5256-2	畑	畑	833	833	9,410		7,838,530	
合計								16,439,270	

議案
第46号
16
頁数

土地売買仮契約書

¥98,776,770-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[REDACTED]を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥98,776,770-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取特権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年4月25日

甲 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

所在地	地番	地目		公募地積 (㎡)	買収実測地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5342	畑	畑	4,307	4,307	9,410		40,528,870	
野木崎中道下	5371	田	田	6,190	6,190	9,410		58,247,900	
合計								98,776,770	

議案
46号
17
頁数

土地売買仮契約書

¥44,716,320-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥44,716,320-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、質権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に質権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。（契約の解除）

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年8月25日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

所在地	地番	地目		公募地積 (㎡)	買収実測地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5346	畑	畑	1,855	1,855	9,410		17,455,550	
野木崎中道下	5368	田	田	2,897	2,897	9,410		27,260,770	
合計								44,716,320	

議案 46号	頁数 18
-----------	----------

土地売買仮契約書

¥10,435,690-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥10,435,690-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を選滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年4月25日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

所在地	地番	地目		公募地積 (㎡)	買収実測地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5362	畑	畑	1,109	1,109	9,410		10,435,690	
合計								10,435,690	

議案
46号
19
頁数

土地売買仮契約書

¥27,891,240-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[REDACTED]を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥27,891,240-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取特権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合には当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1 土地を第三者に譲渡すること。
- 2 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 3 土地に物件を設置すること。
- 4 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和 5 年 8 月 26 日

甲 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募 地積 (㎡)	買収実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5313	畑	畑	2,964	2,964	9,410		27,891,240	
合計								27,891,240	

議案
46号
20
頁数

土地売買仮契約書

¥21,313,650-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥21,313,650-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物があるときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物がある場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件があるときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。（契約の解除）

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物がある場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年4月26日

甲 住所 []

氏名 []

住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募地積 (㎡)	買収実測地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5348-2	畑	畑	2,265	2,265	9,410		21,313,650	
合計								21,313,650	

土地売買仮契約書

¥34,892,280-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥34,892,280-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年4月6日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募地積 (㎡)	買収実測地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5363	畑	畑	3,708	3,708	9,410		34,892,280	
合計								34,892,280	

議案
46号
22
頁数

土地売買仮契約書

¥6,728,150-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者 [REDACTED] 「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。



記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥6,728,150-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と

乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年4月29日

甲 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公算地積 (㎡)	買収実測地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公算	現況						
野木崎中道下	5349-2	畑	畑	715	715	9,410		6,728,150	
合計								6,728,150	

議案
46号
頁数
23

土地売買仮契約書

¥53,806,380-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥53,806,380-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物があるときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物がある場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1 土地を第三者に譲渡すること。
- 2 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 3 土地に物件を設置すること。
- 4 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に質権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。（契約の解除）

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和 〇年 〇月 〇日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公券 地積 (㎡)	買収実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公券	現況						
野木崎中道下	5334	田	田	3,040	3,040	9,410		28,606,400	
野木崎中道下	5354	畑	畑	2,678	2,678	9,410		25,199,980	
合計								53,806,380	

46号
議案
24
頁数

土地売買仮契約書

¥57,984,420-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥57,984,420-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物があるときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1 土地を第三者に譲渡すること。
- 2 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 3 土地に物件を設置すること。
- 4 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に質権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。
(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年4月30日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募 地積 (㎡)	買収実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道 下	5370	田	田	6,162	6,162	9,410		57,984,420	
合計								57,984,420	

46号
議案
頁数
25

土地売買仮契約書

¥4,130,990-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。



記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥4,130,990-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取特権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、質権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に質権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と

乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。
(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年5月/日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

印

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募 地積 (㎡)	買収実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道 下	5350	畑	畑	439	439	9,410		4,130,990	
合計								4,130,990	

議案
46号
26
頁数

土地売買仮契約書

¥24,136,650-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥24,136,650-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年5月2日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募 地積 (㎡)	買収実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道 下	5349-1	畑	畑	2,565	2,565	9,410		24,136,650	
合計								24,136,650	

46号
議案
頁数
27

土地売買仮契約書

〒1,543,240-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者守谷市大野土地改良区を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 1,543,240-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年5月9日

甲 住所 茨城県守谷市野木崎511番地

氏名 守谷市大野土地改良区 理事長 岡田晃

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募地積 (㎡)	買収実測地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5326	雑種地	雑種地	164	164	9,410		1,543,240	
合計								1,543,240	

議案
46号
28
頁数

土地売買仮契約書

¥6,558,770-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[]「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥6,558,770-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合には当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1 土地を第三者に譲渡すること。
- 2 土地に地上権、質権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 3 土地に物件を設置すること。
- 4 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に質権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年5月9日

甲 住所 []

氏名 []

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

所在地	地番	地目		公募地積 (㎡)	買収実測地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5327	田	田	697	697	9,410		6,558,770	
合計								6,558,770	

議案
46号
29
頁数

土地売買仮契約書

¥4,987,300-



守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥4,987,300-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物があるときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。

(登記関係書類等の提出)
第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物がある場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 土地を第三者に譲渡すること。
- 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 土地に物件を設置すること。
- 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件があるときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物がある場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と

乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じて、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年5月12日

甲 住所

氏名

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募 地積 (㎡)	買収実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道 下	5351	畑	畑	530	530	9,410		4,987,300	
合計								4,987,300	

議案
46号
30
頁数

土地売買仮契約書

〒79, 627, 420-



守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者 XXXXXXXXXX 「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 〒79, 627, 420-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合において、当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 土地を第三者に譲渡すること。

(2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。

(3) 土地に物件を設置すること。

(4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。（契約の解除）

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と

議案	頁数
46号	31

土地売買仮契約書

¥7,132,780-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者[REDACTED]を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥7,132,780-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。（契約の解除）

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と

乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年5月24日

甲 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募地積 (㎡)	買収実測地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5352	畑	畑	758	758	9,410		7,132,780	
合計								7,132,780	

土地売買仮契約書

¥33,904,230-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者 [REDACTED] を「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥33,904,230-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取特権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物があるときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物がある場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件があるときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。（契約の解除）

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物がある場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。（契約に関する紛争の解決）

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。（公租公課等の負担）

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。（収入印紙の負担）

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。（契約外の事項）

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年5月25日

甲 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

印

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募 地積 (㎡)	買収実測 地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道下	5329	田	田	2,496	2,496	9,410		23,487,360	
野木崎中道下	5337	畑	畑	1,107	1,107	9,410		10,416,870	
合計								33,904,230	

議案
46号
34
頁数

土地売買仮契約書

¥39,794,890-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者 [REDACTED] 「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥39,794,890-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取特権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 土地を第三者に譲渡すること。
- 2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 3) 土地に物件を設置すること。
- 4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に質権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。（契約の解除）

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。（契約に関する紛争の解決）

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年5月28日

甲 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公算地積 (㎡)	買収実測地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公算	現況						
野木崎中道下	5347	畑	畑	4,229	4,229	9,410		39,794,890	
合計								39,794,890	

議案	頁数
46号	35

土地売買仮契約書

¥10,680,350-

守谷市が施行する取手都市計画公園事業5・5・101号守谷総合1号公園のため必要な土地について、土地所有者 [REDACTED] 「甲」とし、守谷市を「乙」として、下記条項により土地売買仮契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金 ¥10,680,350-

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和6年8月31日までに乙に土地を引き渡すものとし、土地に質権、抵当権若しくは先取権等の担保物権が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものとする。

2 土地に前項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む）に協力するものとする。

3 土地に物件及び建物が存するときは、甲は、第1項の期限までに除去するものとする。（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(土地代金の支払い)

第4条 甲は、土地に第2条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出し、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、質権、借借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に質権、借借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき土地代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。（契約の解除）

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき、若しくは土地に第2条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と



乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。（契約に関する紛争の解決）

第7条 この契約の内容、又はこの契約の履行に関し、甲の関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任を持って解決するように努めなければならない。

(公租公課等の負担)

第8条 甲が土地を所有していたことにより課せられる公租公課、受益者負担金等は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得られたとき、当該議決の日をもって本契約が成立するものとする。ただし、議決が得られないとき、この仮契約書は無効となり、甲に損害が生じても、乙はその責を一切負わないものとする。

令和6年5月28日

甲 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

乙 住所 茨城県守谷市大柏950番地の1

氏名 守谷市長 松丸 修久

別表

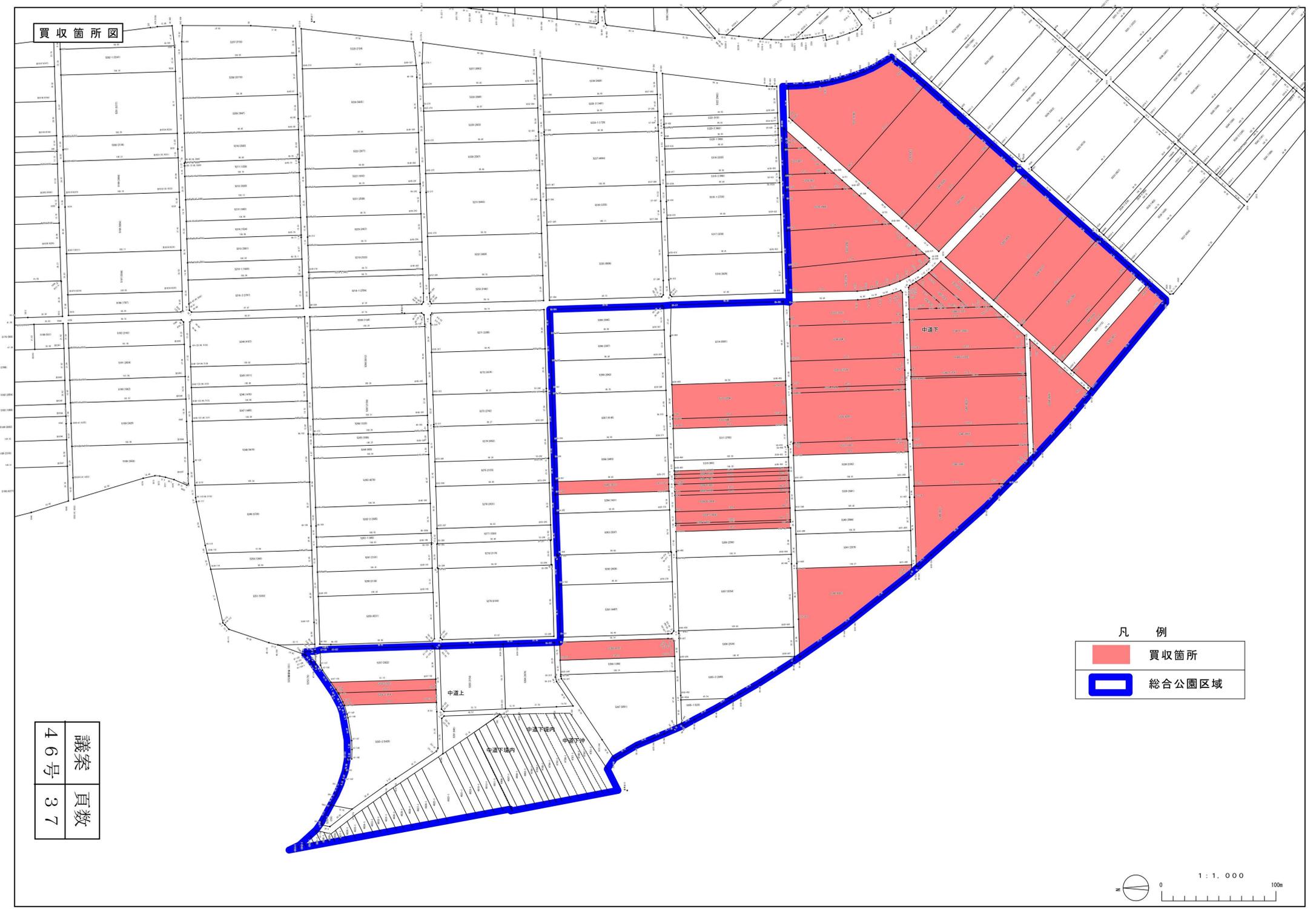
土地の表示

守谷市 地内

所在地	地番	地目		公募地積 (㎡)	買収実測地積 (㎡)	単価 (円)	持分	買収金額 (円)	備考
		公募	現況						
野木崎中道上	5295	田	田	1,135	1,135	9,410		10,680,350	
合計								10,680,350	

議案
46号
頁数
36

買収箇所図



凡 例

- 買収箇所
- 総合公園区域

議案 46号	頁数 37
-----------	----------

